

平成26年度 基盤環境委員会行政視察報告書

1. 視察期間

平成26年7月28日（月）

2. 視察先

姫路市 エコパークあぼし（ごみ処理施設）

3. 視察項目

エコパークあぼしの取り組み

（ア）施設の概要について

（イ）民間活力の活用について

4. 視察の目的

ごみ処理施設の建設、運営とごみの減量化及び処理施設から出る余剰エネルギー利用を調査するため。

5. 視察内容

（ア）市内網干浜に「エコパークあぼし」を平成18年12月から平成22年3月にかけて建設した。敷地面積15万㎡、運営は（株）あぼしクリーンシステムに委託している。（平成22年度から20年間）

施設の概要は、ごみ焼却施設は可燃ごみ及び粗大ごみを破碎・選別した後の可燃物を燃焼・溶接処理する施設で施設規模は402t/日（134t/日×3炉）処理方式は直接溶融・資源化システム（シャフト炉式ガス化溶融炉）建築面積は4,491㎡、延床面積9,623㎡で地上5階、地下1階の鉄骨鉄筋コンクリート造り及び一部鉄骨造りである。

また再資源化施設は、粗大ごみ、不燃ごみ及びビン、ペットボトル等資源物を受け入れ、破碎・選別を行い、資源回収を図る施設で、施設規模は、10t/日、建設面積は3,806㎡、延床面積6,292㎡、地上4階 鉄骨鉄筋コンクリート造り及び一部鉄骨造りである。

ごみ、環境問題を楽しく学び体験することができる環境学習センター、ごみ処理の過程で生じる余熱を利用した温水プールなどを備えた健康増進センター、電力供給・余剰電力の売却、さらには、芝生広場や緑豊かな歩道などを整備し、地球環境に優しい未来型都市空間を創造する施設として建設された。

（イ）民間活力を活用した運用方式については、民間の経営及び技術的能力を活用した、PFI（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）のひとつの形態である、DBO（デザイン・ビルド・オペレーション）方式を導入している。このような手法等を導入したことによりごみ焼却施設において約50億円の削減効果があった。

6. 考察

年々1人当たりの一般家庭ごみの量が増えつつある現状では、減量化に向けたさらなる取り組みと余熱による発電、融雪等に配慮した環境に優しい施設計画の検討や建設や運営における民間活力の活用の必要性を感じた。

平成26年度 基盤環境委員会行政視察報告書

1. 視察期間

平成26年7月29日（火）

2. 視察先

香川県高松市

3. 視察項目

ファシリティマネジメント基本方針について

(ア) 基本方針について

(イ) 公開施設評価について

4. 視察の目的

合併により類似施設が多く存在すること、今後の少子高齢化や人口減少社会により財政状況がさらに厳しくなる中で、課題となっている公共施設のあり方を調査するため。

5. 視察内容

(ア) 高松市は平成17年に周辺の町と合併し、類似施設を多く保有することになり、土地・建物・設備を対象として、経営的な視点から設備投資や管理運営を行うことにより、施設等にかかる経費の最小化や施設効用の最大化を図ろうと「高松市ファシリティマネジメント推進基本方針」を策定した。このような取り組みは各市でも行われているが、高松市の場合は、専門部署を設けている。（事務担当3名、建築担当1名）

また、この基本方針は、取り組みの方向性や工程を示すもので、個別具体的な施設については、含まれていない。

(イ) 市民目線で取り組みをすすめるため、事業仕分けの施設版である、公開施設評価（通称：施設仕分け）を民間シンクタンクの協力のもと開催した。この取り組みはマスコミ等にも大きな反響があり、公共施設等について抱える課題について市民にも広報効果があった。

6. 考察

公共施設等の今後のあり方については、国が要請している「公共施設等総合管理計画」において各市町村が示すこととなっており、全国的な流れの中で作業が進められるが、当委員会が提言した全庁的な取り組みと専門部署の設置は必要である。

利用者市民と負担者市民（施設は利用しない）について説明があったが、市民の理解及び合意が重要であり、市民が考える機会として高松市が行った公開施設評価は有効であったと評価されている。

今後の取り組みについては、財政面への影響もあるため、財政計画の裏付けが必要である。

平成26年度 基盤環境委員会行政視察報告書

1. 視察期間

平成26年7月30日（水）

2. 視察先

京都府京都市

3. 視察項目

防災・減災対策について

(ア) 平成25年9月京都府台風18号災害対応について

(イ) 観光客への対応について

4. 視察の目的

平成25年9月台風18号に対する初動体制等や避難誘導體制、さらには観光客への情報提供体制、避難誘導體制等について調査するため。

5. 視察内容

(ア) 台風18号の接近時には、全国で初めてとなる「大雨特別警報」が発令され、記録的な大雨にさらされ各地で被害が発生した。負傷者は出たものの人的被害は最小限にとどめることができた。その理由は、これまでの災害の経験から多くの市民の「自助・共助」の精神により行政、市民が連携して迅速な避難誘導等の対応をしたことがあげられる。

(イ) 国際観光都市である京都市で、大規模災害が発生した場合、帰宅困難者の中には多くの観光客が含まれることが予想されるため、観光客に特化した対応策が必要となる。そこで京都モデルとしての帰宅困難者対策の方針を、①正しい情報の伝達 ②安全な場所での一時滞留（ターミナルへの集中を避ける）③備蓄品の充実として、関係事業所や寺院、神社、地元組織等と協議をすすめてきた。

就業者や通学者の帰宅困難者に加えて観光客への対策となれば、確固たる防災対策の基盤が不可欠であり、その取り組みをすすることができる京都市の防災対策の基盤の強さを実感した。

6. 考察

本市においても視察後の8月に豪雨災害が発生したが、今回の災害対策を総括するとともに、京都市と同じく観光都市であり、広大な市域である本市の特性に応じた防災対策を講じる必要があると感じた。